

○国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価に関する規則

〔平成26年9月25日
規則第15号〕

改正 平成27. 3.20 26規則112 令和4. 3.17 3規則40
令和6. 2.15 5規則47

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則の適用者の業績評価に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、教育学部、人文社会科学研究所、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。

(実施内容)

第3条 本学で実施する業績評価は、教育研究等の活動内容及び自己評価に基づき、書面審査及び面談にて行う。

2 評価項目、評価の尺度、評価の観点及び評価実施手順等については、別に定める。

(実施体制)

第4条 業績評価を実施するため、担当部局に部局年俸制業績評価委員会（以下「部局委員会」という。）を、本学に全学年俸制業績評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 業績評価は、部局委員会及び全学委員会の議を経て学長が行う。

3 部局委員会及び全学委員会について、必要な事項については別に定める。

(実施時期)

第5条 業績評価は年度単位で行い、評価の実施時期は評価対象年度の次年度の9月末までとする。

2 年俸制適用後6ヶ月に満たない者の場合は、その年度の業績評価を実施せず、次年度に併せて実施することができるものとする。

(判定区分)

第6条 業績評価の判定区分は7段階とし、別表のとおりとする。

(結果の通知)

第7条 学長は、業績評価を行ったときは、その決定結果を対象者に通知する。

(不服申立て)

第8条 前条の通知を受けた者は、通知内容に不服がある場合は、所定の期日までに学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項の申立てに基づき審議した結果を、不服申立人に通知する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則112)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3. 17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6. 2. 15 5規則47)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

判定 区分	評 点	判定の基準
SSS	6	活動内容は、期待されている水準をはるかに上回る高い水準である。
SS	5	活動内容は、期待されている水準を大きく上回る。
S	4	活動内容は、期待されている水準を上回る。
A	3	活動内容は、期待されている水準である。
B	2	活動内容は、期待されている水準を下回り、改善を要する。
C	1	活動内容は、期待されている水準を大きく下回り、改善を要する。
D	0	活動内容が乏しい。